

観光施設外国人向け予約サイト情報掲載  
支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 観光施設外国人向け予約サイト情報掲載支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、日本国外から山梨県内の飲食店や観光施設（以下「観光施設等」という。）を予約する際の利便性を向上させ、観光消費額の拡大を図ることを目的とし、観光施設等事業者による海外予約サイト（日本国外の人々が閲覧し、直接観光施設等の予約をすることができる予約サイト、OTAのサイト等をいう。以下同じ。）への自らの観光施設等の情報の掲載に要する経費の一部について、予算の範囲内で補助する。

(補助対象者、補助対象事業等)

第3条 補助対象者、補助対象事業、補助対象経費及び補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金交付の申請)

第4条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(補助金交付の決定及び額の確定)

第6条 知事は、第4条の規定により交付申請者から提出された補助金交付申請書兼実績報告書を審査の上、これを適当と認めるときは、補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第2号）により交付申請者に通知するものとする。

2 知事は、第4条の規定により交付申請者から提出された補助金交付申請書兼実績報告書を審査の上、補助金の交付が不適當であると認めたときは、補助金不交付決定通知書

(様式第2-2号)にその理由を記し、交付申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の経理等)

第7条 前条第1項の規定に基づく交付決定及び額の確定を受けた交付申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しなければならない。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支状況について、知事の要求があったときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金は、第6条第1項の規定による交付決定及び額の確定に基づく精算払とする。

(財産の処分及び管理)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し又は効用が増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、次項に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該財産の取得価格又は増加価格が50万円未満のものはこの限りではない。

3 財産処分制限期間は、補助金交付の目的及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」を勘案し、交付決定時に示すものとする。

4 補助事業者は、第2項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消等)

第11条 知事は、次に掲げる場合には、第6条第1項の交付の決定及び額の確定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱若しくは法令又は本要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していた場合

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、山梨県補助金等交付規則第17条に規定する割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、山梨県補助金等交付規則第17条に規定する割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和5年12月11日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

別表

| 補助対象者   | 補助対象事業  | 補助対象経費   | 補助率                         | 補助限度額        |
|---|---|--|-----------------------------|--------------|
| <p>県内に店舗又は施設が所在する観光施設等を経営する民間事業者（※1）（観光事業者（※2）、飲食店営業者（※3））</p> <p>※1 個人事業者を含む。<br/>           ※2 見学、拝観、体験等を目的とした観光客の受け入れを行う者<br/>           ※3 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けた者及び受ける見込みのある者</p> | <p>観光施設等を経営する民間事業者による次のいずれかの事業</p> <p>1 別に定める認定仲介事業者を介して行う、海外予約サイトへの自らの観光施設等の情報の掲載</p> <p>2 認定仲介事業者を介さずに行う、別に定める海外予約サイトへの自らの観光施設等の情報の掲載</p> | <p>左記事業に必要な次の経費</p> <p>1 初期経費（初期登録料及び呼称のいかんに関わらずこれに類するもの）</p> <p>2 キャッシュレス決済に必要な設備・機器の購入経費（カードリーダー、プリンター、タブレット端末等。ただし、クレジットカード決済又は海外でも利用可能なQRコード決済（Ali Pay, WeChat Payなど）に対応できるものに限る。）</p> <p>3 上記1, 2については、消費税相当額及び地方消費税相当額を除く。</p> | <p>当該経費の2分の1以内（千円未満切捨て）</p> | <p>200千円</p> |